



茨城労働局発表  
平成27年5月29日

【照会先】  
茨城労働局労働基準部(健康安全課)  
課長 工藤 好央  
主任地方労働衛生専門官  
中島 英明  
(直通電話)029(224)6215

## 職場での熱中症予防対策について

～2年連続で熱中症による死傷災害が増加～

茨城県内における熱中症による労働災害は、平成26年は1人が死亡、4日以上  
の休業災害が29人となるなど、2年連続の増加となっています。

このため、茨城労働局（局長 中屋敷勝也）では、暑さが本格化する時期に先  
立ち、災害発生頻度の高い建設業や建設現場に付随して行われる警備業の事業場、  
製造業等を重点に、県内8会場で開催される全国安全週間準備打合会（6月1日  
～12日）での要請、パンフレットの配布等を通じて、幅広く熱中症の予防対策  
を徹底する取組を実施します。

### 記

#### 1 茨城県内の熱中症発生状況

平成20年以降の茨城県内の熱中症の発生状況をみると、毎年、熱中症によ  
る死傷者が発生しており、昨年は最も多く30人の死傷者が発生し、そのうち1  
人が死亡しています。（別添資料No.1）

#### 2 職場での熱中症予防対策について

(1) 建設業や、建設現場に付随して行われる警備業の重点対策

- ① WBGT基準値を超えることが予想される場合には、簡易な屋根の設  
置、スポットクーラーの使用、作業時間の見直しを行うとともに、単独で

の作業を避けること。

作業時間については、特に、7、8月の14時から17時の炎天下等であってWBGT値が基準値を大幅に超える場合には、原則作業を行わないことも含めて見直しを図ること。

- ② 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食を食べていない、発熱下痢による脱水症状などがみられる場合は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- ③ 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼等の際の注意喚起等により、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。
- ④ 高温多湿な作業場所で初めて作業する場合には、順化期間を設けるなどの配慮をすること。

## (2) 製造業の重点対策

- ① WBGT値の計測などを行い、必要に応じて作業計画の見直しなどを行うこと。
- ② 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼などの際の注意喚起などにより、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。

### (用語の説明)

#### ○ 熱中症：

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。

めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

- WBGT (Wet-bulb Globe Temperature) 値：  
暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値で蒸し暑さを分りやすく表した数値です。
  
- 熱への順化期間：  
熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間です。

(参考)

- 厚生労働省ホームページ  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html)
  
- 環境省熱中症予防サイト  
<http://www.wbgt.env.go.jp/>